

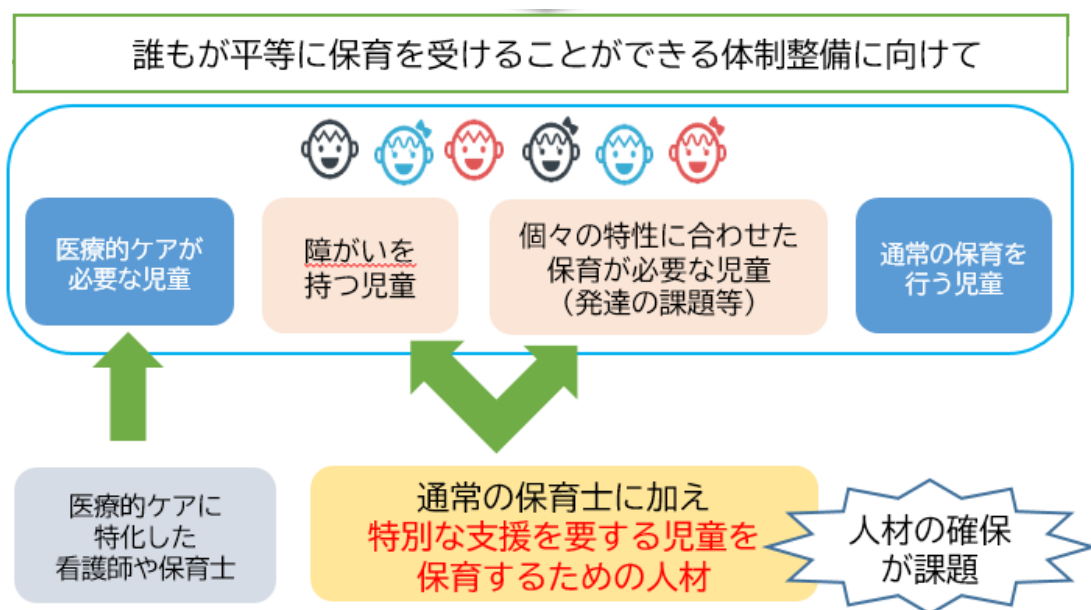
教育・保育施設における特別な支援を要する児童に対する 支援について

こども政策部 こども施設運営課
こども施設入園課

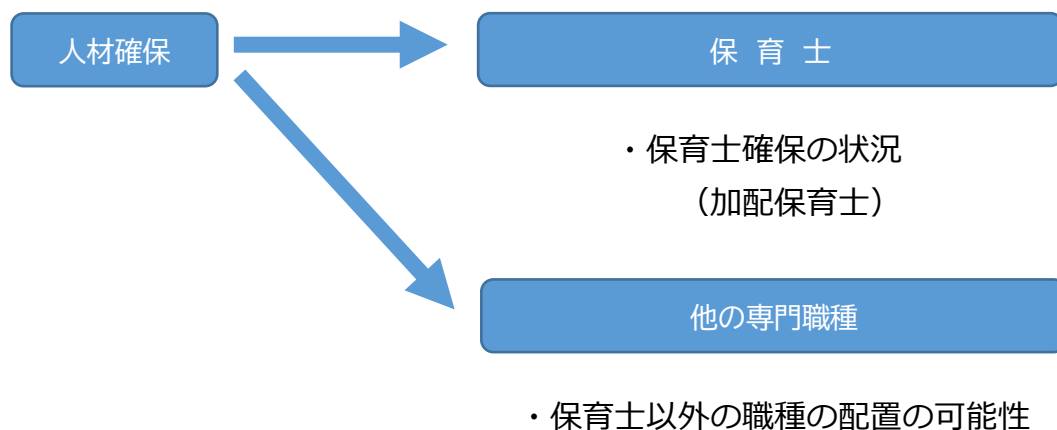
【第 2 期 市川市子ども・子育て支援事業計画における位置付け】

基本目標 (5) 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

1. 特別な支援を要する児童に係る施策の考え方



【課題】



2. 特別な支援を要する児童の保育のための人材確保のための方策（案）

- ・特別な支援が必要な児童が、一人ひとりの特性を尊重しながら、他の子どもたちと一緒に保育ができる仕組みを作る。
- ・保育士をはじめ、子どもたちの育ちや教育、障がいへのケアに関わる専門職など、多様な職種がチームで保育に携わることが可能な市川市独自の制度をつくる。
- ・新たな制度として「支援スタッフ」を加えて+αの支援を柔軟に行うことで、様々な特性を持つ子どもたちを受け入れられる体制づくりを推進する。

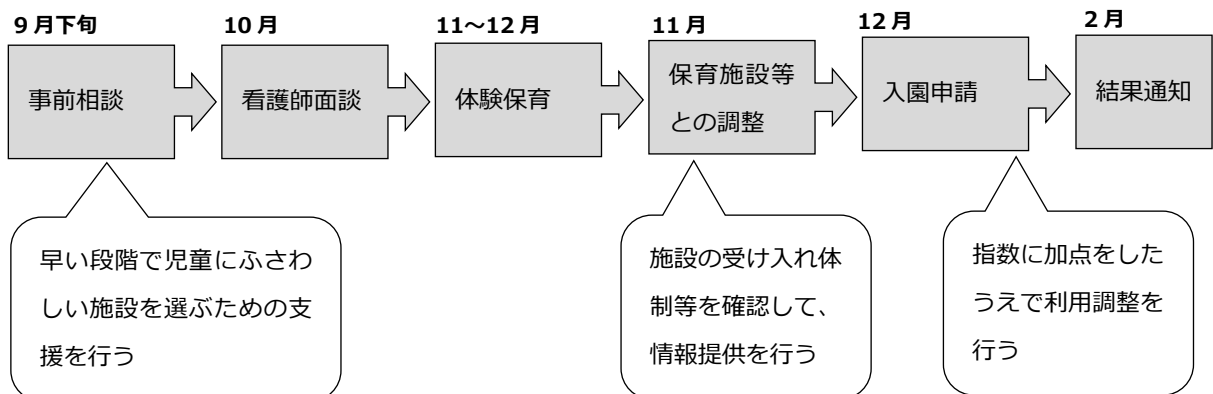


すべての子どもが分け隔てなく、適切な支援を受けながら保育の現場で集団生活を送る「インクルーシブ保育」により、子ども同士がお互いを助け合い、尊重し合う気持ちの芽生えを促し、育むことが期待できる。

3. 入園の際の支援

【入園申請までの流れ】

・通常 12 月に受け付けている入園申請に先立って事前相談を実施している



- ・事前相談で療育や幼稚園といった選択肢も説明し、児童にふさわしい施設を選ぶ支援を行う
- ・施設の構造上の問題や看護師・保育士の配置状況に制限を受けることを考慮し、利用調整の際に加点を行う